

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市庁内体制

① 石巻市まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム

●概要 要：平成 20 年 7 月にまちづくり活性化推進会議を設置。

平成 25 年 1 月に中心市街地域での各事業における総合かつ横断的な調整及び担当者レベルでの詳細な検討をするためメンバーの再編を行った。

●設置目的：少子高齢化等の進展による人口の減少、大規模商業施設の郊外立地等により、空洞化の進む中心市街地及び周辺地域のにぎわいを取り戻し、魅力あふれるまちづくりを推進する。

●所掌事務

- ・中心市街地活性化基本計画に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための施策の検討に関すること。
- ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための各種調査及び研究に関すること。
- ・中心市街地の市有建物敷地の活用に関すること。
- ・前項目に掲げるもののほか、中心市街地及び周辺地域の活性化に関すること。

●組織

会 長 復興政策部次長

副会長 復興政策部復興政策課長、産業部商工観光課長、建設部都市計画課長

委 員 復興政策部復興政策課、復興事業部基盤整備課、同部復興住宅課、福祉部福祉総務課、産業部商工観光課、建設部都市計画課、同部河川港湾室、病院局事務部病院管理課、教育委員会教育総務課、同委員会生涯学習課

●これまでの経過

開催日	会 議 名 等	内 容
平成 25 年 1 月 31 日	第 1 回まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム	石巻市中心市街地活性化基本計画改訂方針について
平成 25 年 3 月 27 日	第 2 回まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム	石巻市中心市街地活性化基本計画改訂方針について
平成 25 年 4 月 16 日	第 3 回まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム	中心市街地活性化に必要な取り組みについて
平成 25 年 5 月 17 日	第 4 回まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム	中心市街地活性化に必要な取り組みについて

②石巻市まちづくり活性化推進会議

- 概要 要：平成 20 年 7 月にまちづくり活性化推進会議を設置。
平成 25 年 1 月に中心市街地域での各事業における総合かつ横断的な調整及び担当者レベルでの詳細な検討をするためメンバーの再編を行った。
- 設置目的：少子高齢化等の進展による人口の減少、大規模商業施設の郊外立地等により、空洞化の進む中心市街地及び周辺地域のにぎわいを取り戻し、魅力あふれるまちづくりを推進する。
- 所掌事務
 - ・中心市街地活性化基本計画に関すること。
 - ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための施策の検討に関すること。
 - ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための各種調査及び研究に関すること。
 - ・中心市街地の市有建物敷地の活用に関すること。
 - ・前項目に掲げるもののほか、中心市街地及び周辺地域の活性化に関すること。
- 組織
 - 会 長 復興政策部長
 - 副会長 復興政策部次長、復興事業部次長、産業部次長、建設部次長
 - 委 員 復興政策部復興政策課長、復興事業部基盤整備課長、同部復興住宅課長、福祉部福祉総務課長、産業部商工観光課長、建設部都市計画課長、同部河川港湾室長、病院局事務部病院管理課長、教育委員会教育総務課長、同委員会生涯学習課長
- これまでの経過

開催日	会 議 名 等	内 容
平成 25 年 11 月 22 日	第 1 回まちづくり活性化推進会議	石巻市中心市街地活性化基本計画の策定状況について
平成 26 年 2 月 7 日	第 2 回まちづくり活性化推進会議	石巻市中心市街地活性化基本計画の概要について
平成 26 年 3 月 6 日	第 3 回まちづくり活性化推進会議	石巻市中心市街地活性化基本計画の素案について

③まちなか再生促進特別委員会・まちづくり再生促進特別委員会

- 概要：平成24年6月11日開催の石巻市議会定例会において「まちなか再生促進特別委員会」を設置。
平成26年6月13日開催の石巻市議会定例会において「まちづくり再生促進特別委員会」と改称。
- 設置目的：少子高齢化等の進展による人口の減少や大規模商業施設の郊外立地等による空洞化の進む中心市街地に賑わいを取り戻し、魅力あふれる市街地の形成を目指して、市が策定を進める中心市街地活性化基本計画に対する調査・検討を行うとともに、計画の推進を図る。

●これまでの経過

開催日	会議名等	内容
平成24年7月13日	第1回まちなか再生促進特別委員会	中心市街地の再生と新たなまちづくりに向けて
平成24年8月22日	石巻商工会議所との意見交換	中心市街地再生に向けての現状と今後について
平成24年11月28日	第2回まちなか再生促進特別委員会	まちなか再生特区について
平成25年6月5日	第3回まちなか再生促進特別委員会	津波シミュレーションについて
平成25年6月27日	第4回まちなか再生促進特別委員会	中心市街地活性化ビジョンについて
平成25年11月21日	第5回まちなか再生促進特別委員会	石巻市中心市街地活性化基本計画の策定状況について
平成26年2月14日	第6回まちなか再生促進特別委員会	石巻市中心市街地活性化基本計画の策定状況について
平成26年3月20日	第7回まちなか再生促進特別委員会	石巻市中心市街地活性化基本計画素案について
平成26年4月23日	第8回まちなか再生促進特別委員会	石巻市観光交流施設（生鮮マーケット）整備について
平成27年1月15日	第1回まちづくり再生促進特別委員会	観光交流施設を核とした市街地再開発事業について 地域再生計画について
平成27年2月18日	第2回まちづくり再生促進特別委員会	石巻駅周辺整備について
平成27年3月3日	第3回まちづくり再生促進特別委員会	市街地再開発事業について

平成 27 年 4 月 27 日	第 4 回まちづくり再生促進特別委員会	北上・雄勝・牡鹿地区拠点整備について
平成 27 年 5 月 27 日	第 5 回まちづくり再生促進特別委員会	観光交流施設及び市街地再開発事業について
平成 27 年 7 月 27 日	第 6 回まちづくり再生促進特別委員会	北上・雄勝・牡鹿地区拠点整備について（牡鹿地区拠点整備現地調査）
平成 27 年 8 月 12 日	第 7 回まちづくり再生促進特別委員会	市街地再開発事業について
平成 27 年 9 月 16 日	第 8 回まちづくり再生促進特別委員会	市街地再開発事業について
平成 27 年 9 月 25 日	第 9 回まちづくり再生促進特別委員会	市街地再開発事業について
平成 27 年 11 月 30 日	第 10 回まちづくり再生促進特別委員会	かわまち交流拠点整備事業について

④石巻市中心市街地活性化検討市民会議

- 概要：平成25年7月1日に石巻市中心市街地活性化検討市民会議を設置。
- 設置目的：石巻市中心市街地活性化基本計画見直しに伴い、中心市街地に関する市民各層の意見、要望等を反映させる。
- これまでの経過

開催日	会議名等	内容
平成25年11月1日	第1回石巻市中心市街地活性化検討市民会議	中心市街地の現状と課題について
平成25年11月22日	第2回石巻市中心市街地活性化検討市民会議	中心市街地活性化についての検討(ワークショップ)
平成25年12月4日	第3回石巻市中心市街地活性化検討市民会議	中心市街地活性化についての検討(ワークショップ)
平成25年12月28日	第4回石巻市中心市街地活性化検討市民会議	中心市街地活性化についての検討(ワークショップ)
平成26年2月26日	第5回石巻市中心市街地活性化検討市民会議	石巻市中心市街地活性化基本計画体系図について
平成26年3月31日	第6回石巻市中心市街地活性化検討市民会議	石巻市中心市街地活性化基本計画素案について

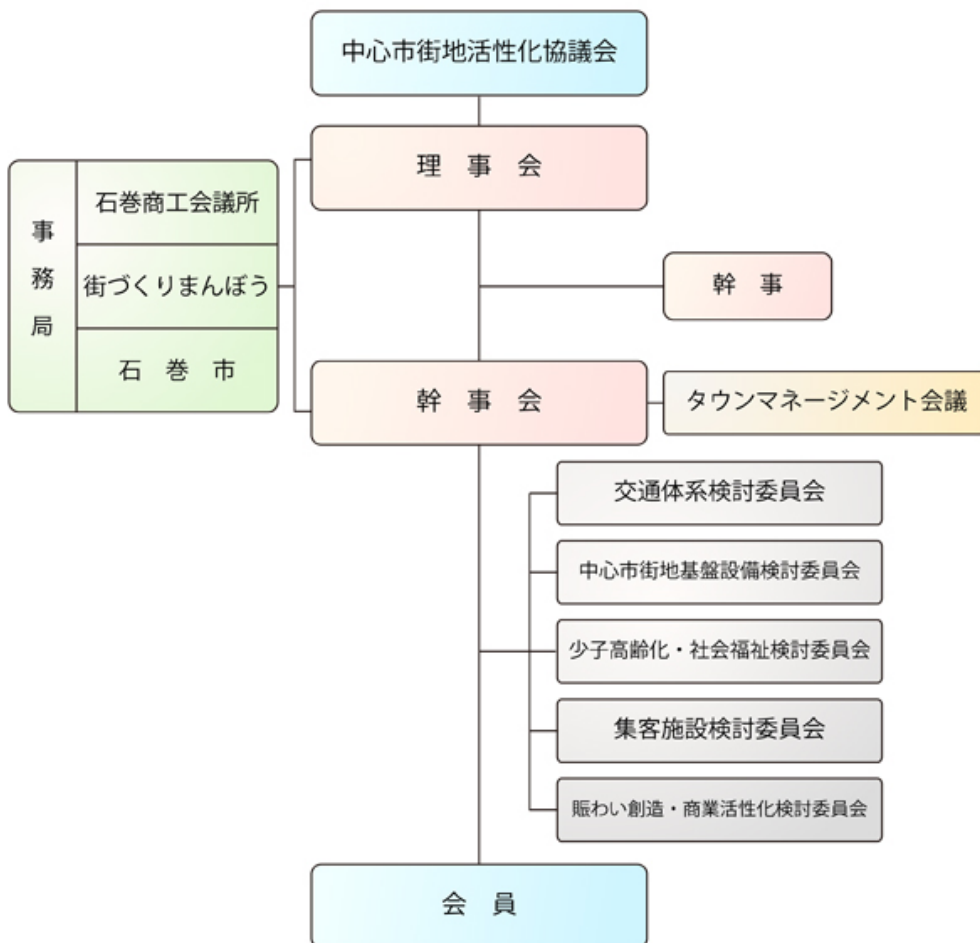
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 石巻市中心市街地活性化協議会

石巻商工会議所及び（株）街づくりまんぼうが共同設立者となり、石巻市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的として、平成 19 年 10 月 22 日、石巻市中心市街地活性化協議会を設立した。

石巻市中心市街地活性化協議会

1. 『中心市街地活性化協議会』の組織図



(2) 協議会の規約（中心市街地の活性化に関する法律との適合）

① 法第15条第3項 協議会組織時の公表

石巻市中心市街地活性化協議会規約において、公告に関して第4条に規定し、石巻市の広報紙、協議会ホームページへの掲載、必要に応じては新聞掲載等により行うことにしている。

② 法第15条第4項 関係者の参加 第15条第5項 参加の申し出

協議会の委員としての入会については、会長に申し込み、理事会の承認を得られれば入会できる。（規約第7条）

No.	役職	所属団体等及び役職名
1	会長	石巻商工会議所 会頭
2	副会長	(株)街づくりまんぼう 代表取締役
3	副会長	石巻市 副市長
4	副会長	石巻市議会 議長
5	理事	石巻商工会議所 副会頭
6	理事	石巻商工会議所 専務理事
7	理事	(社)石巻観光協会 会長
8	理事	石巻市産業部 部長
9	理事	立町大通り商店街振興組合 理事長
10	理事	アイトピア商店街振興組合 理事長
11	理事	石巻を考える女性の会 会長
12	理事	東日本旅客鉄道(株)石巻駅 駅長
13	理事	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 会長
14	理事	社会福祉法人 和仁福祉会 常務理事
15	理事	宮城県建設業協会石巻支部 支部長
16	理事	(公社)宮城県宅地建物取引業協会 石巻・気仙沼支部 支部長
17	理事	日本製紙(株)石巻工場 工場長代理
18	理事	東北電力(株)石巻営業所 所長
19	理事	(株)三陸河北新報社 常務取締役
20	理事	(株)石巻日日新聞社 代表取締役
21	監事	(株)七十七銀行石巻支店 支店長
22	監事	(社)石巻青年会議所 理事長

石巻市中心市街地活性化協議会 規約（全文）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、「石巻市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を宮城県石巻市に置く。

（目 的）

第3条 協議会は、「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「法」という。）第9条第1項の規定により石巻市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、石巻市中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。

（公表の方法）

第4条 協議会の公表は、石巻市の広報紙への掲載の他、協議会ホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

（活 動）

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

（1）中心市街地活性化に係る総合調整に関すること

① 石巻市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出

② 石巻市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

③ 石巻市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換

④ 石巻市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

⑤ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

⑥ 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）

⑦ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

（2）中心市街地の活性化に係る事業に関すること

① 市街地整備改善事業に関すること

② 都市福祉施設整備事業に関すること

③ 街なか居住促進事業に関すること

④ 商業活性化事業に関すること

⑤ ①から④までに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること

（3）その他中心市街地の活性化に関すること

① 各種組織、団体との交流

② 関係情報の収集

③ その他、目的達成のための必要な活動

第2章 会 員

（会 員）

第6条 協議会会員は、中心市街地の活性化に関する法律の規定に該当するもので構成する。

（1）石巻商工会議所（法第15条第1項第2号イ）

（2）株式会社街づくりまんぼう（法第15条第1項第1号ロ）

（3）石巻市（法第15条第4項第3号）

（4）石巻市中心市街地において、法に規定する事業を実施しようとする者（法第15条第4項第1号）

（5）石巻市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者（法第15条第4項第2号）

（6）協議会の目的の推進において、協力が必要と認められる行政及び公共団体（法第15条第7項）

（7）協議会の目的に賛同し、石巻市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う者や協力する者（法第15条第8項）

（入 会）

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

（会 費）

第8条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 会費については、別途定める。

（退 会）

第9条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき

(2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第12条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事 20名以内

(4) 監事 2名

(5) 幹事 30名以内

2 会長は、総会において会員の中から選出する。

3 副会長は、総会において会員の中から選出する。なお、副会長複数名のうち1名は法第15条第1項に該当する会員とする。

4 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(理事)

第13条 協議会の理事は、総会において会員の中から選出する。

(監事)

第14条 協議会の監事は、総会において会員の中から選出する。

(幹事)

第15条 協議会の幹事は、会員の中から、会長が委嘱する。

(職務)

第16条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

5 幹事は、幹事会を構成し、個別プロジェクトのワーキンググループ会議等の連絡調整を行う。

(顧問)

第17条 協議会には顧問を置くことができる。

2 顧問は本協議会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。

3 顧問は会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第4章 タウンマネージャー

(タウンマネージャー)

第17条 協議会は、第3条に掲げる目的達成並びに協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置する。

2 タウンマネージャーは、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 タウンマネージャーの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

4 タウンマネージャーは、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

第5章 会議

(会議の種類)

第18条 会議の種類は次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 幹事会

(4) タウンマネージメント会議

(5) ワーキンググループ会議

(総会)

第19条 総会は、会員の参加により、毎年1回以上開催し、各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明、監査報告、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 3 法第 15 条第 9 項に基づく意見提出については、総会の決議を経ることを要する。
- 4 前項の決議を行う際の総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 第 3 項の決議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(理事会)

第 20 条 理事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえでの連絡調整、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出、タウンマネージャーの選出、入会申込者の承認、個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の内容、その他協議会が必要と認める事項を審議し議決する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 理事会は、理事の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、理事会に関係者の出席を求めることができる。
(幹事会)

第 21 条 幹事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえで個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の連絡調整、活動報告及びタウンマネジメント会議の連絡調整、活動報告、その他、必要と認める事項を審議し、理事会等に報告する。

- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 幹事会の長は、幹事の中から互選で選任し、会長が委嘱する。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、幹事会に関係者の出席を求めることができる。
(タウンマネジメント会議)

(タウンマネジメント会議)

第 22 条 タウンマネジメントは、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指すうえでの課題等について審議する。

- (1) 各種プロジェクトの企画・調整
 - (2) ホームページ等で事務局に寄せられた意見集約・検討等
 - (3) その他プロジェクトで協議した事項
- 2 タウンマネジメント会議は、幹事長が招集し、幹事長又はタウンマネージャーが議長となる。
 - 3 タウンマネジメント会議の議事については、議事録を作らなければならない。

(ワーキンググループ会議)

第 23 条 協議会の目的を実行するため、個別プロジェクトを検討するワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループ会議は、基本計画記載又は基本計画への記載予定の個別プロジェクト毎の事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指し、課題等の審議及び事業を実行する。

- (1) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動計画に沿って実行する。
- (2) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動状況を幹事会に報告する。

第 6 章 事 務 局

(事務局)

- 第 24 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の運営に必要な事項は、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう、石巻市が共同で処理する。
 - 3 事務局の事務処理は、石巻商工会議所で処理する。

第 7 章 会 計

(会計年度)

第 25 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(収入・支出)

第 26 条 協議会の収入は、会費等、補助金・交付金、運営協力金及び寄附金、その他事業収入等による。

2 協議会の支出は、負担金、会議費、事務費、事業費、その他運営に要する経費とする。

(運営協力金)

第 27 条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

第 8 章 解 散

(解 散)

第 28 条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 協議会初年度の事業期間は、設立日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 3 協議会の運営において、理事及び幹事等について、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう及び石巻市からは 3 名以内で選任することができる。なお、その他の会員については、1 事業所・団体より 1 名とする。
- 4 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、理事会の承認を得て、別に定める。
- 5 第 17 条の新設に伴い、以下の条文を順次繰り下げることにし、本改正規則は平成 21 年 6 月 29 日より施行する。

(3) 会議経過

平成 25 年 11 月 14 日	総会	石巻市中心市街地活性化について
平成 26 年 2 月 17 日	理事会	石巻市中心市街地活性化基本計画見直しについて
平成 26 年 3 月 10 日	事務局会議	石巻市中心市街地活性化基本計画素案について
平成 26 年 3 月 28 日	理事会、総会	石巻市中心市街地活性化基本計画素案について
平成 26 年 5 月 27 日	理事会	石巻市中心市街地活性化基本計画改定案について
平成 26 年 7 月 17 日	総会	石巻市中心市街地活性化について
平成 26 年 11 月 28 日	理事会	石巻市中心市街地活性化基本計画について
平成 27 年 11 月 5 日	理事会、総会	石巻市中心市街地活性化について
平成 28 年 2 月 9 日	総会	石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について かわまち交流拠点と生鮮マーケットについて
平成 28 年 8 月 25 日	事務局会議	石巻市中心市街地活性化について
平成 28 年 8 月 29 日	総会	石巻市中心市街地活性化について
平成 29 年 2 月 16 日	総会	石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年 2 月 6 日	総会	石巻市中心市街地活性化について 石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 31 年 1 月 25 日	総会	石巻市中心市街地活性化について 石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について

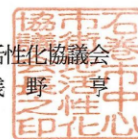
(4) 協議会から提出された主な意見

平成26年 7月28日

石巻市長 亀山 紘 様

石巻市中心市街地活性化協議会

会長 浅野 亨



第2期石巻市中心市街地活性化基本計画に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条9項の規定に基づき、第2期石巻市中心市街地活性化基本計画に対する意見書を提出します。

記

石巻広域圏中心都市である石巻市の中心市街地の現状は、地域内居住人口が加速的減少傾向にあり、高齢化が著しく進展し、中心市街地のコミュニティの維持も困難な状況下にあります。

商業活動においては郊外地区へ大型店が多数立地した事によって消費者の足は中心市街地商店街より遠のき、来街者は減少の一途を辿っておりました。このような中、石巻市では中心市街地を再生するため、平成22年に「石巻市中心市街地活性化基本計画」が策定されました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響によって中心市街地も浸水し、地域コミュニティが失われた事と共に、歴史的・文化的資源の多くが被害を受け、計画内容の推進が困難な状況となりました。

このことを受け、計画内容の見直しを行って、本年「第2期中心市街地活性化基本計画」が策定され、震災によって大きく被害を受けた中心市街地が市民との協働によって復興されると共に、地域における社会的・経済的活動拠点としての魅力ある中心市街地の形成を図り、必要な機能が集積された『安全・安心なまち 石巻』を次の世代へ引き継いでいく為に、この基本計画の推進が必要であると考えます。

【基本方針について】

基本方針には ①心が通い、安心して暮らせるまちづくり②水辺に親しみ、食と萬画でにぎわうまちづくり③歩いて発見、楽しく回遊できるまちづくりの3つを掲げており、多様な都市機能を集積し、少子高齢化社会に対応した、歩いて暮らせるコンパクトで安心・安全なまちづくりを目指す中心市街地のコンセプトとして妥当であります。

【目標数値について】

①定住人口の増加②交流人口の増加と大きく2つの分野に分けて算出されており、当市の中心市街地活性化を図る上で必要な目標であります。また、現状の把握、住宅整備事業や（仮称）生鮮マーケット等の効果を考慮した分析が行われており、目標以上の成果が得られるよう努めて頂きたい。

【事業内容について】

基本計画に盛り込まれた事業は、目標達成のため適切且つ具体的な取組みが示されており、概ね適切といえますが、基本計画の認定後、計画内容を広く市民に周知するとともに、十分に理解を得る必要があります。また、行政、市民、商業者、関係団体など官民が一体となって事業を推進していくことを望みます。

【その他付帯事項】

1. 当該事業計画の進捗状況、成果等について報告を行うとともに、検討して頂きたい事業の実施見通しが立った段階で逐次計画の見直しを行い、新規事業の追加についても定期的に協議をお願いします。
2. 各事業を実施するにあたり、関係省庁及び県等との連絡を密にし、事業遂行を図られるようお願いいたします。
3. 本計画の目標年次である平成31年度内までの事業完了はもとより、計画期間内であっても前倒し実施が見込める事業は積極的に推進して頂きますようお願いいたします。
4. 中心市街地活性化基本計画に関連するインフラ整備について、早期の協議実施をお願いします。

以上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業・措置の集中実施

① 旧基本計画に基づく事業の実施状況及び評価

(中心市街地の活性化に関する基本的な方針((6)旧法に基づく中心市街地活性化基本計画等の取り組み状況)に記載 P 38～P 48)

② 客観的現状分析

(中心市街地の活性化に関する基本的な方針((4)中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析)に記載 P 13～P 35)

(2) 地域住民のニーズ等の把握と現状分析

① 市民・事業者の意向調査

(中心市街地の活性化に関する基本的な方針((5)地域住民のニーズ等の把握・分析)に記載 P 36～P 37)

② パブリック・コメントの実施

本基本計画案について市民の意見を聴取し、計画策定の参考とするため平成 26 年 6 月 30 日(月)から 7 月 14 日(月)にかけてパブリック・コメントを実施したところ市民から 1 名 10 件の意見が寄せられた。その意見に対する市の考え方をホームページで公表することとしています。